

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年5月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第1号

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(運行表による運転) 第20条 運転士は、運行表に定められた 運行時刻を厳守し、正確に運転するもの とする。 2 運転士は、終車前の運行を担当したと きは、方向幕及び経過地幕に緑灯を点灯 し、各停留所の通過時刻には特に注意を して運行するものとする。 <u>3</u> 運転士は、終車の運行を担当したとき は、方向幕及び経過地幕に赤灯を点灯し、 各停留所の通過時刻には特に注意をして 運行するものとする。 <u>4</u> 運転士は、同一路線でかつ同一方向に 他の自動車(他の系統の自動車を含む。) が先行しているときは、適当な間隔を保 持するとともに、これを追い抜いてはな らない。ただし、他の自動車が分設停留 所に停車しているときは、この限りでな い。	(運行表による運転) 第20条 (略) <削除> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、令和6年6月1日から施行する。

(交通局自動車部運輸課)